

学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

～ こどもたちの文化芸術・スポーツ活動から結の社会（まち）へ ～

《目 次》

I はじめに

II 推進計画策定の背景

- 1 少子化と指導人材の不足
- 2 過熱化と部活動加入率の低下
- 3 教員の働き方改革
- 4 これまでの飯田市の取組

III 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

- 1 飯田市の目指す姿・方向性
- 2 地域クラブ活動への移行ロードマップ
- 3 具体的な取組
 - (1) 「中学生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」の開催
 - (2) 多様な種目（分野）に安心してチャレンジできる環境づくり
 - (3) 地域クラブ活動の組織・体制づくり
 - (4) 指導者の量と質の確保
 - (5) 送迎・会費等保護者負担の軽減の推進
 - (6) こどもの安全・安心な活動環境
 - (7) インクルーシブな活動環境づくり
 - (8) 活動場所
 - (9) 情報発信
 - (10) 推進計画の見直し

※ 策定メンバー

学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

飯田市教育委員会

I はじめに

これまで学校教育の一環として行われてきた学校部活動は、生徒の体力や技能の向上、異年齢との交流の中で自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、主体性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきました。

しかし、少子化が進展する中これまで通りの運営体制が難しくなっており、専門的な知識や競技経験の少ない教職員による指導、長時間化する部活動時間、少年スポーツの過熱化等による運動部活動加入率の低下、教職員の働き方改革等が問題となってきています。

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を示しました。令和5年度～令和7年度を改革推進期間として部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期に環境整備の実現を目指すとしています。

また、長野県教育委員会は、令和6年3月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」及び「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定し、国が示す改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、地域の実情に応じて令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指すとしています。

こうした課題や国・県の方針を受け、飯田市教育委員会では、令和5年5月に「飯田市中生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」を立ち上げ、競技団体、学校関係者等と地域クラブ活動への移行推進の方針や方法について協議を重ねてきました。本計画書では、国・県のガイドラインや連携協議会での協議を踏まえ、地域クラブ活動への移行で目指す姿、具体的な移行の方針を示します。飯田市は、これまでの「こどものために」をアップデートさせつつ本計画にそって地域クラブ活動への移行を着実に推進していきます。

Ⅱ 推進計画策定の背景

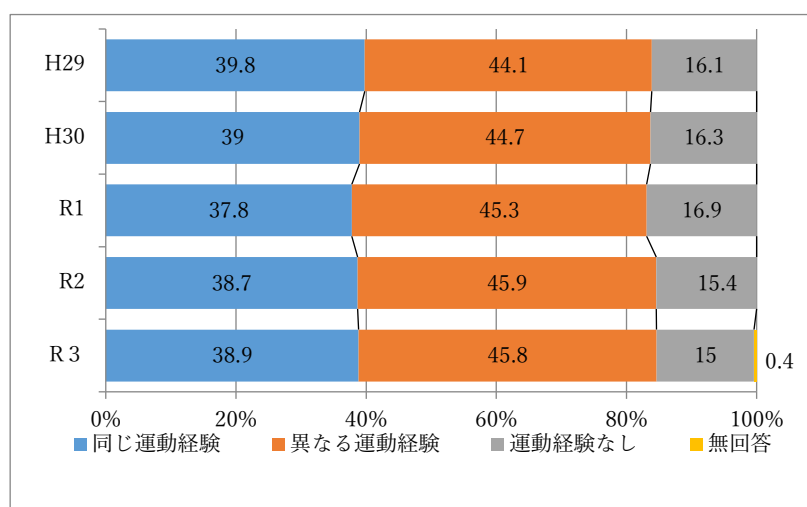
1 少子化と指導人材の不足

飯田市における少子化は深刻な問題であり、平成元年度から令和4年度までに市内児童生徒数が約4割減少しています。今後も少子化は進み、市内全体では、10年後更に約1割減少することが予想されています。



少子化に伴い部活動数も減少し、生徒の選択できる部活動が少なくなってきています。市内中学校では、以前に比べると部活動数が減っており、令和5年～令和6年にかけて、3つの文化系部活が廃部となっています。

また、スポーツ庁の調査によると、約6割の部活動顧問が、これまで経験したことの無い種目を担当しています。飯田市においても同様の状況があり、生徒にとって満足のいく指導を受けられないというだけで



はなく、教員側にとっても大きな負担を強いられることになっています。

専門的な知識・経験を持った指導可能な教員の不足は全国的な傾向であり、飯田市

内の9校93部活動においても外部指導者が入っているのは、50部活動にとどまっています。地域クラブ活動に移行するためには、地域の指導者の確保と育成が求められます。

2 過熱化と部活動加入率の低下

部活動の長時間化・部活動の延長となる社会体育・社会文化活動やジュニア期の過度な活動によるバーンアウト等の課題については、以前から改善が叫ばれてきており、生徒が、心身ともに健やかにかつ主体的に希望する文化芸術・スポーツ活動が行える環境を整備していく必要があります。

部活動数/人数	R2				R3				R4				R5			
	部活動数	人数	生徒数	加入率	部活動数	人数	生徒数	加入率	部活動数	人数	生徒数	加入率	部活動数	人数	生徒数	加入率
飯田市全体	102	2,287	2,747	83.3	100	2,269	2,764	82.1	100	2,150	2,728	78.8	93	1,976	2,654	74.5
飯田市運動部	70	1,483	2,747	54.0	69	1,463	2,764	52.9	68	1,372	2,728	50.3	61	1,260	2,654	47.5
飯田市文化部	32	804	2,747	29.3	31	806	2,764	29.2	32	778	2,728	28.5	32	716	2,654	27.0

令和5年度の飯田市全体の中学校部活動の加入率は、運動部47.5%、文化部27.0%、部活動に加入していない割合は25.5%です。令和2年度と加入率を比較すると、運動部は6.5ポイント減少しています。文化部は若干の増減はあるものの横ばいから微増傾向となっています。一方で学校以外の地域のスポーツや文化芸術活動の場に参加している割合は、20%前後で推移している状況です。

3 教員の働き方改革

全国的に中学校教員の超過勤務時間が大きな課題となっているなか、飯田市では令和元年度より冬期間の部活動をオフとしており、教員にとっての負担軽減を図っています。こうした取組により教員の働き方について一定程度の改善はみられるものの、超過勤務時間45時間以上の教員は、まだ7割を超えているのが現状です。部活動指導に時間が割かれ、授業準備や生徒指導に手が回らない教員の働き方改革を進める上で、部活動の地域クラブ活動への移行についても多くの方の理解と協力を得て、現状の課題を共有していくことが、重要であると考えています。

4 これまでの飯田市の取組

	学校教育における取組 ～部活動の適正化～	地域における取組 ～新たな活動の場づくり～
R 1	放課後部活動オフ期間導入（1ヶ月）	全市型競技別スポーツスクール 試行実施（1月）
R 2	本格実施（11～1月 3ヶ月間） 「部活動の延長の社会体育」の廃止	本格実施（9月～3月）
R 3	冬季ジブン・チャレンジ 期間（名称変更） 筑波大学との連携によるオンラインモデル授業	体験型スクール導入（7月～） 競技力向上スクール（9月～）
R 4	冬季ジブン・チャレンジ 期間 生徒主体の部活動運営モデル事業	体験型スクール（7月～） 競技力向上スクール（9月～）
R 5	冬季ジブン・チャレンジ 期間	体験型スクール（5月～） 競技力向上スクール（7月～） 出張型スクール（通年） 文化講座（1月） アートのじかん 冬季ジブン・チャレンジ 文化講座 各社会教育機関主催講座紹介

飯田市では、令和元年度から完全下校が早まる冬季（概ね 11 月～1 月）の放課後の部活動を行わない期間としました。この期間を生徒が自分のやりたいこと、伸ばしたいことに挑戦する「冬季ジブン・チャレンジ期間」と名付けて、生徒が主体的に取り組めるように全中学校で展開してきました。また、飯田市スポーツ協会と連携して全市型競技別スポーツスクールを通年で実施しており、生徒のニーズに合わせたスポーツ活動の場を作ってきました。さらに「アートのじかん」や文化講座を実施する等、文化芸術活動の場づくりにも取り組んできました。令和3年度には、飯田市スポーツ協会と中学校校長会代表者による懇談会の中で指導者の心得6カ条をつくりました。これは、こどもの活動に関わる全ての大人が大切にしたい理念です。

飯田市 指導者の心得6カ条

- 1 お互いを認め合える“人”を育てます。
- 2 プレーヤー自身が“考える”ことを尊重します。
- 3 勝敗よりも、プロセスを重視します。
- 4 怪我やバーンアウト（燃え尽き）から守ります。
- 5 指導のあり方を学び続けます。
- 6 生涯、スポーツを楽しめる大人に育みます。

Ⅲ 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

1 飯田市の目指す姿・方向性

飯田市は、公民館活動などの住民の主体的な取組により多様な文化芸術・スポーツ活動が展開されています。

また、第2次飯田市教育振興基本計画では、「地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり」を目指すこととし、市、学校、文化芸術・スポーツ関係団体及び市民などの多様な主体が互いに協働しながら社会（まち）づくりを進めることを基本理念としています。

こうした基本理念のもと、飯田市では、「部活動の地域クラブ活動への移行」を現在の中学校部活動が抱える課題を解決するのみならず、地域全体の文化芸術・スポーツ活動の充実につながるものであると考えています。生徒が中学校の部活動でその文化芸術・スポーツ活動への関わりを終えることなく、大人になってもその活動に取り組んだり、支えたりするようになることで、文化芸術・スポーツ活動に親しむ人の循環が生まれ、持続可能な社会が実現することにつながると考えています。

すべての市民が、生涯にわたって地域で多様な文化・スポーツ活動に親しむことができる持続可能な体制を目指し、これまでの取組を土台として継続しながら、部活動の地域クラブ活動への移行を進めていきます。

飯田市の目指す姿

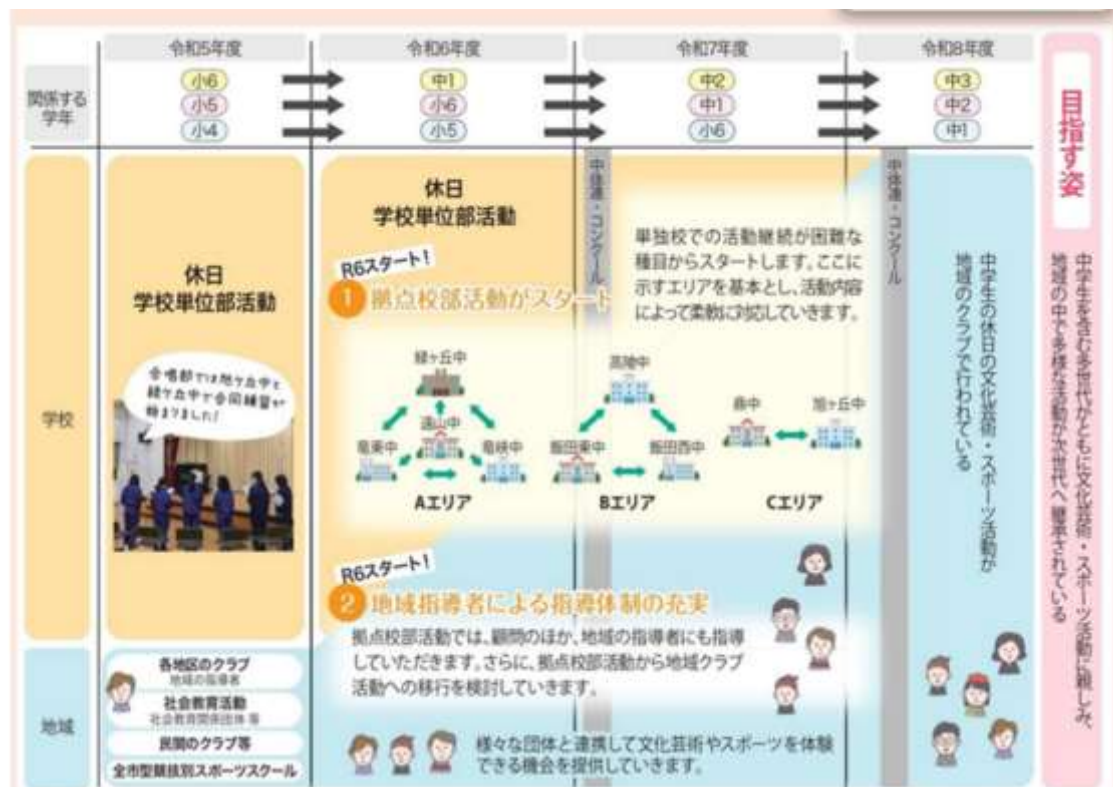
中学生が、ウェルビーイングを感じながら、地域の中で、主体的に様々な文化芸術・スポーツ活動に取り組むことを通じて、心身の健やかな成長と豊かな社会性を育む

- 1 生徒がやりたい文化芸術・スポーツをできる地域環境をつくる
- 2 生徒が文化芸術・スポーツの楽しさを実感できる場をつくる
- 3 生徒が生涯にわたり文化芸術・スポーツに親しむ意識と習慣を育む
- 4 高い技能レベルをもつ生徒を地域で育む

2 地域クラブ活動への移行ロードマップ

『令和8年度末までに休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行する』

— 平日の学部活動も可能なところから地域クラブ活動への移行をめざす —



3 具体的な取組

(1) 「中学生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」の開催

- ・飯田市教育委員会、学校、地域、文化芸術・スポーツ関係者が集まり、地域における中学生の多様な文化芸術・スポーツ活動の場の充実に向けて協議する「中学生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」を設置します。
- ・本協議会での協議を受け、教育委員会が部活動の地域クラブ活動への移行に向けた推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、理解と協力を得ながら取り組みます。
- ・休日の地域クラブ活動への移行に向けた取組の進捗状況等を検証し、必要に応じ、改善を提案していきます。

(2) 多様な種目（分野）に安心してチャレンジできる環境づくり

- ・生徒が楽しさを実感し、主体的に取り組める環境づくりのために、これまで飯田

市が行ってきた取組の更なる充実を図ります。（全市型競技別スポーツスクール・文化芸術講座等の充実）

- ・社会教育関係団体や文化芸術・スポーツ団体等との連携を進め、生徒が地域で安心して活動できる場づくりを検討します。
- ・生徒の主体性を育む冬季ジブン・チャレンジ期間の充実を目指します。

（３）地域クラブ活動の組織・体制づくり

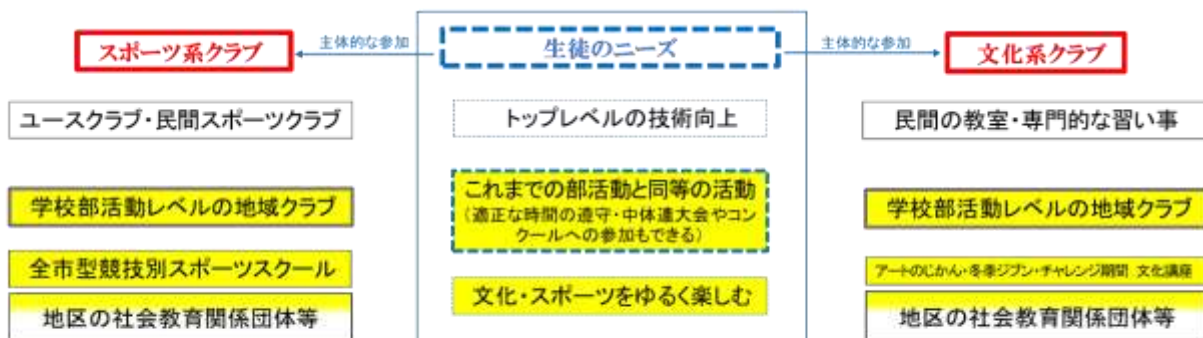
- ・学校が実施主体として管理運営する「学校部活動」を、地域団体が運営団体・実施主体として管理運営する「地域クラブ活動」へと中学生の文化・スポーツ活動の体制を移行していきます。
- ・地域クラブ活動の運営団体や実施主体について、県のガイドラインでは、市町村、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校（コミュニティ・スクール）ごとの地域学校協働本部、保護者会、同窓会等多様な団体等を想定しています。
- ・飯田市では、公益財団法人飯田市スポーツ協会・競技団体、飯田文化協会・文化団体、総合型地域スポーツクラブ、飯田市教育委員会により公認された団体等を地域クラブの運営団体・実施主体として位置付けることで、活動の選択肢を大きく広げていこうと考えています。
- ・将来的に自主運営として実施できるように、持続可能な運営体制の構築を目指します。
- ・運営団体や実施主体等が連携して直面する様々な課題を解決するため、緩やかなつながりである「飯田地域クラブネットワーク（仮称）」を設立していきます。その事務局を担うのが現在の「中学生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」と飯田市教育委員会を想定しています。
- ・市校長会と連携を図り、各種目顧問代表者と飯田市スポーツ協会・競技団体または飯田文化協会・文化団体、飯田市教育委員会による種目別代表者会を設置し、その種目の今後のあり方、大会やコンクール等への参加方法、指導者の確保や配置調整、指導者研修などについて協議します。

◎ 生徒のニーズに応じた地域クラブ活動イメージ

飯田市の目指す姿

中学生が、ウェルビーイングを感じながら、地域の中で、主体的に様々な文化芸術・スポーツ活動に取り組むことを通じて、心身の健やかな成長と豊かな社会性を育む

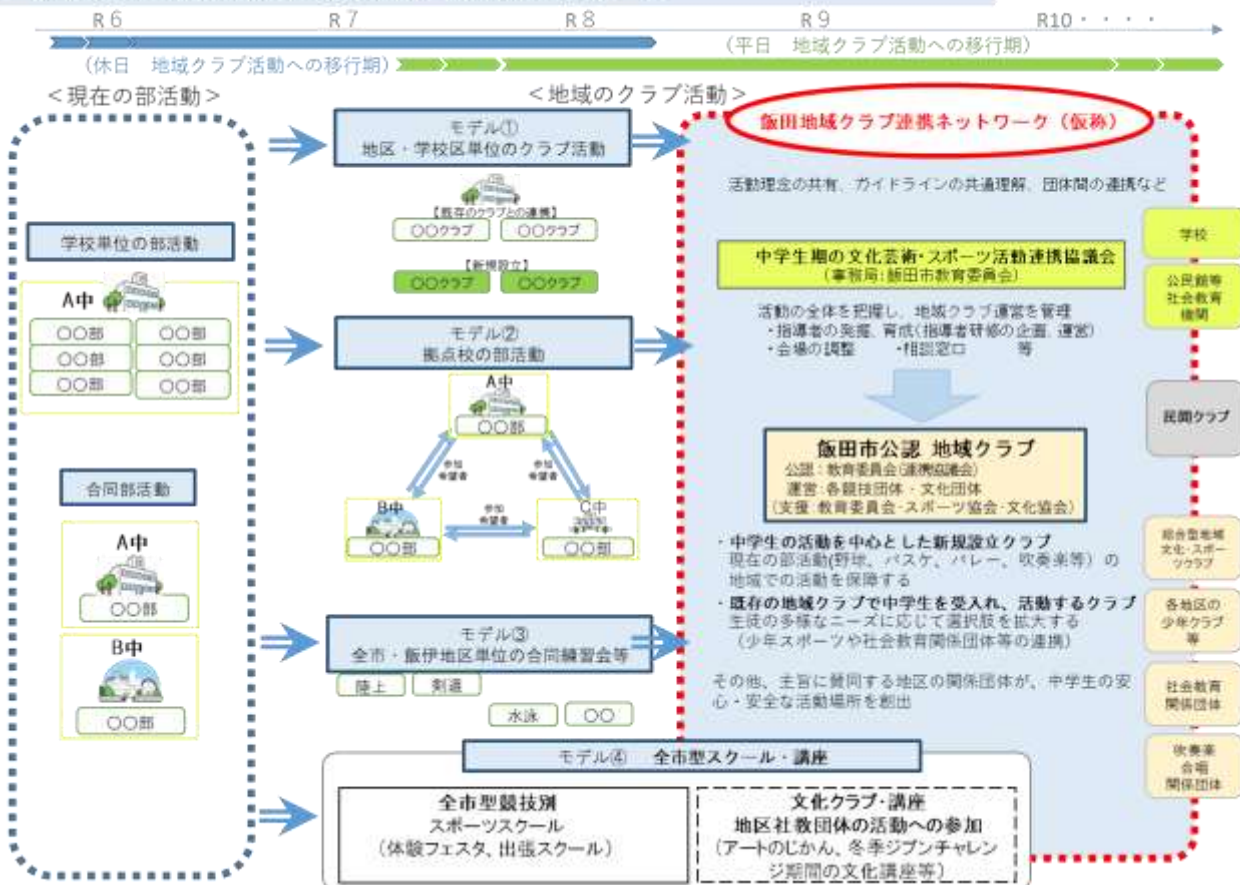
- 1 生徒がやりたい文化芸術・スポーツをできる地域環境をつくる
- 2 生徒が文化芸術・スポーツの楽しさを実感できる場をつくる
- 3 生徒が生涯にわたり文化芸術・スポーツに親しむ意識と習慣を育む
- 4 高い技能レベルをもつ生徒を地域で育む



・飯田市、連携協議会が主に支援していく対象は、**学校部活動レベルの地域クラブ(飯田市公認クラブ)**と**全市型競技別スポーツスクール・文化講座等**
 > 財政的支援・地域クラブ立ち上げにおける支援・事務手続きの支援・指導者研修 等

・それ以外のクラブ活動は、クラブ活動紹介や加入促進等々で連携していく

◎ 休日部活動の地域クラブ活動への移行のイメージ



(4) 地域指導者の量と質の確保

① 地域指導者の確保

- ・令和8年度の移行へ向けて、十分な指導者数を確保するため、飯田市スポーツ協会・競技団体や飯田文化協会・文化団体、各関係団体等が連携して募集活動を実施します。
- ・市教育委員会は準備期間（令和6～7年度）において、指導者リストの作成、部活動指導員の配置等、指導者確保に努めます。なお、指導者については、地域の方だけでなく、指導を希望する教員や民間企業の経験者、社会教育施設のスタッフ等、幅広く募集し、十分な指導体制を構築していきます。
- ・飯田市では、中学校区学園化構想が進んでいることも生かし、「地域のこどもは地域で育てる」という観点から、実施主体となる団体と地域が連携して、指導者確保に努めます。

② 指導者の質の確保

- ・指導者が適切な研修を受けられる研修会の開催や、指導者のスキルアップにつながるような資格制度等を検討していきます。
- ・市地域クラブ活動方針、指導者の心得6カ条の共有ならびに生徒が主体となるクラブ運営の仕方について大学等の知見から学び合う機会を継続し、指導力向上を図ります。

(5) 送迎・会費等保護者負担の軽減の推進

- ・種目によっては、保護者の送迎が必要になる場合も考えられるので、公共交通機関や民間企業と連携した送迎方法を検討していきます。
- ・地域クラブは、参加者からの会費等によって自立的な運営を行い、持続可能な活動を実施していくことを想定しています。会費の設定については、その種目・分野の特性に合わせ設定できるものとします。保護者の過度な負担とならないよう、すべてのこどもがチャレンジできるような適正な会費を設定するよう協議していきます。
- ・民間企業に対しても部活動改革の目指す目的を理解していただき、財政的な支援・援助を依頼していきます。

(6) こどもの安全・安心な活動環境

- ・指導者の体罰や暴言はもちろん、長すぎる活動時間や体に負荷がかかりすぎる活動については、学校部活動と同様に制限が必要です。そこで、関係団体等が共通理解を図ることができるように、ガイドライン及び運営マニュアル（飯田市部活動指針の改定）を作成します。
- ・ガイドライン及び運営マニュアルにおいては、活動計画の作成や安全管理などの内容に加え、保険加入の義務についても明記し、こどもや保護者、指導者等が安全・安心に活動できる体制につなげていきます。
- ・生徒の心身の成長に配慮して、国のガイドラインに準じたこれまでの飯田市部活動指針の基準を遵守して実施していきます。
- ・指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応する仕組みについては、飯田市教育委員会が中心となり各競技団体等と連携しながら検討していきます。

※ 休養日の設定と適正な活動時間

- ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設けます。
- ・平日は、少なくとも1日の休養日を設けます。
- ・土曜日及び日曜日（以下「週末」）は、少なくとも1日以上休養日を設けます。
- ・週末に練習試合や大会、実技講習会やコンクール等で両日活動する場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替えます。
- ・長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設けます。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう活動はできるだけ平日に行うよう配慮します。
- ・平日の活動時間は長くとも2時間程度、休日は3時間程度とします。

(7) インクルーシブな活動環境づくり

- ・障がいの有無にかかわらず、世代を超えて共に活動できる環境づくりを推進していきます。
- ・現状把握に努め、可能なところから活動を始めながら、試験的な取組を進めます。
- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会、障がい者スポーツ関係団

体との連携を深め、インクルーシブな活動環境の構築に努めます。

(8) 活動場所

- ・活動場所は、小・中学校施設、公共のスポーツ・文化施設（社会教育施設）、民間事業者が所有する施設等が想定されます。施設利用する場合の料金の減免、部活動に準じて優先的な利用予約の仕組み等を検討します。
- ・ICTを活用した遠隔指導のあり方も検討していきます。

(9) 情報発信

- ・移行に向けた取組状況を様々な媒体を通して随時発信していきます。
- ・飯田市の目指す方向、推進計画のリーフレット作成、広報掲載等を行います。

(10) 推進計画の見直し

- ・この計画は、国・県のガイドラインをもとに、「飯田市中学生期の文化芸術・スポーツ活動連携協議会」での協議を重ねた上で策定したものです。
- ・スポーツ庁は、令和8年度から6年間で「改革実行期間」と位置付けていく予定です。今後、こうした国や県の指針・方針が改訂された場合などは、必要に応じて見直しを図っていきます。

4 スケジュール

年度	内 容	対象学年		
令和6	○拠点校部活動のスタート ○コーディネーター増員 ○競技団体へのヒアリング ○地域移行推進計画の策定 ○パンフレット作成 ○指導者リスト作成・研修会実施	小5	小6	中1
令和7	○拠点校部活動からクラブ活動への登録 ○会場調整、備品の管理	小6	中1	中2
令和8	○夏の大会後に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行 ○平日の移行についての準備	中1	中2	中3
令和9	○休日は地域クラブ活動、平日は部活動という体制がしばらく続く。 ○可能なところから平日も移行を進めていく。 (国・県の動向を注視)	中2	中3	